

未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
募集要項

この事業は、青森県内の保育所等に従事する保育士資格を持つ方の離職防止に向けた環境を整備し、保育人材の確保を図ることを目的とし、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付（以下「預かり支援事業利用料金一部貸付」という。）をします。

保育士又は保育教諭として児童の保護等に2年間継続して従事すれば、返還免除となります。

※「預かり支援事業」とは、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業など

1 貸付対象者

青森県内の保育所等において保育士として勤務し、以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 未就学児を持ち、保育所等を利用していること。
- ② 保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用していること。
- ③ 他都道府県が実施する同資金を借り受けていないこと。

2 貸付期間

未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間とし、貸付期間は貸付決定した日の属する月の翌月から2年間を限度とします。

3 貸付限度額

預かり支援事業の利用料金の半額（年額123,000円を上限とします。）

なお、貸付期間終了後に、「預かり支援事業利用料金一部貸付 報告書兼利用実績証明書」（様式第17号）をご提出いただきます。

当初の計画より実際の利用料の支払いが少なかった場合は、差額を返還していただきます。

4 貸付利子

無利子

5 申請方法など

■申請書類の提出先：社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）施設支援課へ、郵送（簡易書留または特定記録郵便を使用）もしくは直接持参

■申請に必要な書類 ※必要な様式は問い合わせ先まで資料請求してください。

- ① 預かり支援事業利用料金一部貸付申請書（様式第1-③号）
- ② 保育士証（写）（※保育士登録を申請中の場合は、養成施設修了又は保育士合格が分かるものでも可）
- ③ 申請者の住民票（世帯全員記載のもの）
- ④ 業務従事届（様式第10号）
- ⑤ 預かり支援事業利用料金一部貸付申込者の子どもが保育所等に入所していることが確認できる書類
- ⑥ 保育所等における勤務の時間帯が記載された書類
- ⑦ 子どもの預かり支援に関する事業を利用した時間帯及び料金が確認できる書類
- ⑧ 貸付金の振込先として、申請者の振込口座の口座番号が確認できるもの（通帳のコピーなど）

6 申請に関する留意点

- ① 申請者及び連帯保証人は、個人情報の取扱や返還等を認識し、同意書に自筆での署名・押印が必要です。
- ② 連帯保証人が1名必要です。
- ③ 連帯保証人は、原則として貸付申込者と同一市町村に居住する方になります。

※貸付審査の際は、連帯保証人に確認事項の連絡をすることがあります。

7 返還の免除

返済免除となる場合は、以下のとおりです。

- (1) 青森県内の保育所等において児童の保護等（以下「返還免除対象業務」という。）に従事し、かつ2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しません。）当該業務に従事したとき。
- (2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

8 返還

貸付金を返還していただく場合の主な条件は、次のとおりです。

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 借受人が青森県内に所在する保育所等において、返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (3) 借受人が利用した預かり支援事業利用料金の従事期間が2年に達する前に返還免除対象業務に従事しないこととなったとき。
- (4) 預かり支援事業利用料金の実費額が貸付額よりも少なく、差額が生じたとき。
- (5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

※返還になった場合、事由に該当することとなった日の属する月の翌月から6か月以内の期間に、一括または月賦により返還いただきます。また、正当な理由がなく返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの延滞利子を返還金と併せて徴収します。

〔申請に関する問合せ先〕

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 施設支援課

〒030-0822 青森市中央3丁目20番30号 県民福祉プラザ2階

TEL:017-723-1391 FAX:017-723-1394